

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年3月9日(水) 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	平原 志保 君	委員	中村 満雄 君
委員	前島 広紀 君	委員	厚地 覚 君
委員	新橋 実 君	委員	塩井川 幸生 君
委員	前川原 正人 君	委員	時任 英寛 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	小野 博生 君	保険年金課長	宝満 淑朗 君
衛生施設課長	梅北 悟 君	収納課長	永重 博章 君
税務課長	谷口 信一 君	市民課長	造免 秋子 君
市民サービスセンター店長	安田 律子 君	単人市民福祉課長	馬場 昇 君
国民健康保険G長	有村 和浩 君	市民税G長	中村 和仁 君
収納第1G長	新門 勝利 君	収納第2G長	齋藤 学 君
収納第3G長	萩元 隆彦 君	生活環境政策G長	宝徳 太 君
国民健康保険Gサブリーダー	大窪 修三 君	市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君
後期高齢者医療G長	野村 博昭 君	国民年金G長	福田 美希 君
戸籍G長	嶋根さと子 君	単人人権啓発センター副館長	富久 亮二 君
環境保全G主査	山本 秀一 君	環境保全G主事	徳重 広平 君
施設管理G長	池之上徳幸 君	施設整備G長	楠元 聡 君
敷根清掃センター場長	大久保順正 君	環境保全G長	松元 政和 君
廃棄物対策G長	山元 辰美 君	窓口G長	佐多 一郎 君
人権擁護推進G長	徳永 浩之 君	市民サービスセンター副店長	安田 信之 君
廃棄物対策G主任主事	潤 圭太 君	生活環境政策G主任主事	川畑 貴雄 君
監査委員事務局長	川路 和幸 君	監査G長	山下 美保 君
監査Gサブリーダー	富田 正人 君		
選挙管理委員会事務局長	松下 昭典 君	主幹兼選挙G長	久木元直仁 君
選挙G主任主事	西 俊寛 君		
会計課長	小倉 正実 君	主幹兼会計第1G長	富満 睦己 君
主幹兼会計第2G長	高田 正子 君	会計第1Gサブリーダー	飛松 圭子 君
会計第2G主査	富永 良 君		
消防局長	木佐貫 誠 君	消防局総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	喜聞 浩志 君	予防課長	竹ノ内 優 君

情報司令課長 松元 達也 君 中央署長 落水田伸一 君
北 署 長 村田 浩昭 君 総務課長補佐 細山田孝美 君
予防課長補佐 児玉 良一 君 消防団係長 若松 久志 君
経理装備係長 岡留 博 君 消防団係 有馬 貴浩 君
経 理 係 有川 正悟 君 装 備 係 宮田 弘幸 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議 員 宮本 明彦 君 議 員 植山 利博 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 藤本 陽子 君

7. 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について

議案第34号 平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第35号 平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

▲議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について（選挙管理委員会事務局関係）

○委員長（常盤信一君）

予算委員会を開会します。本日は去る2月23日の本会議で付託された議案15件のうち、3件の審査を行います。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づきまして審査を行いたいと思います。それではまず議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、選挙管理委員会事務局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算の選挙管理委員会事務局所管分につきまして、御説明いたします。予算書は5ページ、予算に関する説明書は123ページから126ページ、行政委員会分の予算説明資料は5ページから9ページになります。まず選挙費の総括につきましては、選挙管理委員会の運営費や各種選挙の選挙執行経費が主なものであり、平成28年度当初予算では、総額1億4,054万4,000円を計上いたしております。平成27年度と比較しますと、4,537万7,000円の増となっております。予算総額が増となった要因につきましては、主要な選挙として、平成27年度予算では県議会議員選挙と農業委員会委員選挙に係る選挙費用を計上したのに対し、平成28年度予算では、7月にそれぞれ任期満了を迎える参議院議員と鹿児島県知事の選挙費用と、8月に任期満了を迎える鹿児島海区漁業調整委員会委員の選挙費用を計上したことによるものであります。選挙の管理執行におきましては、新年度におきましても公平公正な管理執行に努め、また18歳選挙権年齢引き下げに伴う新有権者となる方々への選挙啓発を更に努力して参りたいと考えております。次に、歳出の主なものにつきまして、予算説明資料で御説明いたします。まず、予算説明資料の5ページ、選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局職員の人件費、選挙管理委員会の委員報酬などの運営費、在外選挙人名簿

の登録抹消事務費、選挙関係各種協議会への負担金などが主なものであり2,856万円を計上いたしております。特定財源につきましては、県委託金の在外選挙人名簿登録事務費を2万4,000円計上いたしております。次に6ページの選挙啓発費につきましては、始良・伊佐地区の市町で構成する「鹿児島県明るい選挙推進協議会始良伊佐支会」への負担金や、児童生徒に対する選挙啓発ポスター募集経費、18歳選挙権年齢引き下げに伴う新有権者の方々への啓発物資購入など、選挙啓発に関する事務費69万6,000円を計上いたしております。次に同じく6ページの土地改良区総代選挙費につきましては、平成29年3月7日に任期満了を迎える福山町土地改良区総代選挙に係る選挙長や立会人報酬などの経費13万6,000円を計上いたしております。特定財源としましては、土地改良区から総代選挙事務委託費として13万6,000円を雑入にて計上いたしております。次の7ページから9ページにつきましては、各種の選挙費用を計上しておりますが、まず7ページは、7月25日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙に係る経費として5,496万5,000円、次の8ページは、7月27日に任期満了を迎える鹿児島県知事選挙に係る経費として5,461万9,000円、次の9ページは、8月7日に任期満了を迎える鹿児島海区漁業調整委員会委員選挙の経費156万8,000円をそれぞれ計上し、総額は1億1,115万2,000円となります。予算内容につきましては、投票所や開票所における管理者・立会人・事務従事者の報酬や入場整理券や選挙公報などの郵送料、啓発チラシ等の印刷代、ポスター掲示板の設置保守撤去委託料などが主なるものであります。特定財源につきましては、それぞれの選挙ごとに、全額の1億1,115万2,000円を県委託金として計上いたしております。以上で説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○委員（新橋 実君）

今回、参議院議員と県知事の任期が非常に近いわけですが、これは別々に予算が計上されているわけですが、これが一緒になった場合の計算はどのような形になっているのか、その辺はどのような形で計上されているのですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

参議院議員選挙が7月25日、県知事選挙が7月27日が、それぞれ任期満了でございます。ということで予算計上ではそれぞれ計上致しておりますが、もし同日となりますと、共通の経費、投票所並びに開票所、この経費は参議院で執行することとなります。あとポスター掲示場とか、それぞれの印刷代はおのおのの経費からとなろうかと判断しております。

○委員（新橋 実君）

ということは、同日選挙になった場合は、この参議院選挙の経費で足りると理解していいですか。

○主幹兼選挙G長（久木元直仁君）

今の経費の件につきまして、県知事選挙でも投票用紙を配ったりとかというのがございますので、開票所でも開票区分とかございますので、それぞれ経費は若干は付きます。それで参議院議員選挙プラス県知事選挙の経費として執行されるということになるかと思っております。

○委員（前川原正人君）

説明資料の選挙啓発事業で55万3,000円予算が組まれているわけですが、これは毎年啓発していくという認識ですが、特に、平成28年度から18歳選挙権ということで、各学校へ啓発活動を小・中学校・高校へ行かれて、されているわけですが、平成28年度の予定校は何校くらいを

予定されているのでしょうか。要するに単年度で終わりではなくて、継続して続けていくということも求められているわけですが、平成28年度の予算上で大体何校くらいをこの予算の中で予定しているのですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

平成28年度での各高校での出前事業とか、模擬選挙という形になろうかと思えますけれども、現在のところこの模擬選挙、出前事業については、0円予算です。ということで、私どもが出向いて行って、そういった資機材を見ていただいたり、18歳ということで私どもとしては高校全ての学校を対象に実施できたらというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

主権者教育という点では大変大切な重要な部分だろうと思えますけれども、例えば、啓発をする上で、パンフレットを配ったりとか、そういうものもこの中にも入っているわけですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

説明資料6ページの選挙啓発事業の中に、消耗品費の記載が新有権者啓発物資37万8,000円という形で計上させていただいておりますが、これまで新有権者となる方は二十歳という形で、成人の日に皆さん方に啓発物資をお配りしておりました。これが18歳になりますので、今回から年齢が変わってくるということで、私どもの今の計画と致しましては18歳になられる方々については、直接啓発のパンフレット、ちらし、それから有権者に登録されましたと、そういった形でダイレクトメールでお送りさせていただいて、意識高揚を図っていただくという形で現在準備を進めております。

○委員（前川原正人君）

消耗品費で新有権者の啓発物資ということでパンフレットを配ると。ダイレクトメールを配るとというのが、今のこの37万8,000円と。ダイレクトメールとなるとまた別の予算という理解になるわけですか。新しく有権者になりましたよと。選挙はこうなんですよということをダイレクトメールで直接お知らせをするとすると、当然文書費とか、消耗品費とか、諸々の経緯があるわけですが、この中には入っていないと。全く別の性格のものと。どうなのでしょう。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

先ほど申し上げましたとおり、新有権者等への啓発物資そのものが18歳の方々への啓発になりますので、郵送代そのものは、今年ちょうど選挙が実施されるということでございますので、参議院議員選挙中の通信運搬費を活用させていただいてと。予算的にはそのように考えています。

○委員（新橋 実君）

国のほうでも、いろいろと投票率のアップに向けて、色々な施策を考えていらっしゃるわけですが、今回18歳以上ということで、投票率も上がるようにするために投票所の設置場所を増やすとか、そういったことも今回の予算等で考えていらっしゃるのか。その辺はどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

霧島市の投票所は107か所ございます。実際、投票所の運営に地元の立会人の選出など難儀をしていただいているところもございまして、投票所を増やす見込みはございません。ただ、国のほうでも期日前の投票など、運営の方法の中で、いろいろな取組をやってほしいという形での総務省からの通知も来ておりますので、私どものできる範囲でございまして、そういった投票率をアップさせるための施策の今詰めをさせていただいているような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

これまで期日前投票と言いますと、市役所とか総合支所とかそういったところが主だったわけですが、例えばみんなが集まりやすいところとか、そういったところいろいろな施設があるわけですが、そういったところも国のほうで、いろいろと言われているわけですが、そういったところも考えていらっしゃるということですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

期日前投票所の増設ということになりますと、現在、市内各総合支所を含めて、7か所設置を致しておりますが、そういった人の集まる場所にも期日前投票所を設置できるということを国のほうからお聞きいたしております。ただ、以前、一般質問等でもあったのですが、当日、どこの期日前投票所でも投票ができるという形でさせていただいております。となりますと、まずは系統的にオンラインでつないで、即時に投票をしている・していない二重投票の防止の観点からもなんですけれども、その辺がクリアできないと、今のところ期日前投票所の設置も厳しいところがあるようです。

○委員（新橋 実君）

しかし、投票率アップというのが、一番の選挙管理委員会の今後の目標だと思うんですけども、それに向けて具体的に、今後、予算の中でどういうふうなことを考えていらっしゃるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

投票率のアップに向けてということで、一番私たちが懸念している、力を注がないといけないところだと思っておりますが、まずは、今回、18歳になって、そういった選挙権年齢が下がってということで、その方々に期待を致しているところなんですけれども、今後においては、そういった形が主権者の教育の中で、選挙について、政治について学ばれて、こういう方々が卒業をされていきますと、そういったことが基礎となって1回目に行かれると、そうなりますと、1回目にいかれると次からも選挙はこういうものだということで、行っていただけるのではなかろうかということで、ですので、出前授業で高校生の方々にも力強く出前授業も行っているわけですが、これが今後波及しながら、投票率がアップできたらなという形でしか今のところ回答ができないところでございます。

○委員（中村満雄君）

期日前投票ということで、鹿児島大学でもやっていますよね。ということは、ここに第一工業大学があると。具体的に今7か所ということでしたけれども、この第一工業大学をターゲットにして鹿児島県内で2か所目の大学の期日前投票場所だということをやったら、啓発活動や啓蒙活動に非常に効果があるのではないかと思います、やろうかという考えはありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

鹿児島市が前回の選挙から鹿児島大学で行われているということは、私どもも承知いたしておりますが、ただ、事務局内部でお話を聞いてみますと、1件、1件全て電話連絡という形で、瞬時にその場では分からないので、そういった対応を致しましたということでした。そういった運用面で、今、期日前投票をやっておりますが、日時を絞ってとか、運用面では、そういった期日前投票もできるようになりましたということで、国からの通知も頂いておりますので、何かの対策ができないかということも私どもも勉強中でございますので、御理解いただきたいお思います。

○委員（中村満雄君）

ぼやぼやしていたら鹿屋市に負けると。鹿屋体育大学とかあちらが先にやったら、そういった意味

では鹿児島県の第2の市だということで、積極的にそういったことをぜひともお願いしたいかがいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

大学そのものの構内に設けようとなりますと、空き教室とか、一般の方々もおいでになりますので、学校内の保安上の問題、大学側ともそれぞれ協議をしないといけないだろうと思いますけれども、ただ第一工業大学とシビックセンターに設けている期日前投票所は距離的なものからいくと相当近いと、ということでその辺もありますけれども、私どもとしては実施に向けて進めてみたいという気持ちはあるんですけれども、なかなかそこまで踏み込んでまだ協議がなされていないというのが実情でございます。

○委員（中村満雄君）

やらない・できないという理由をあげつらうのではなくて、やろうという方向で、問題点を潰していくという方向でお願いしますということと、ひょっとしたら、衆参同時選挙になるのではないかとということになっていますが、その場合は補正予算とかそういったもので計上されるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

今、報道等でもいろいろと囁かれてはいるのですけれども、もし衆議院解散となりますと、議会日程等もあろうかと思いますが、専決処分をさせていただく可能性が大だろうと思います。

○委員（時任英寛君）

先ほど、新有権者への啓発事業がございまして、18歳の方に新たにそういうものをダイレクトメールで送るとございましたけれども、これはあくまでも、参議院議員・県知事選挙がダブルになった場合、投票日の次の日までは有権者という形になりますけれども、限定をされて送られるのか、それとも今年度中に18歳になられる方、全員に送られるのか、それと今質問がございましたように、期日前投票の新たな箇所なんですけれども、鹿児島大学で実施をするときも、基本的に鹿児島市内に在住の方が鹿児島大学に行っているということではないわけでして、例えば第一工業大学であっても、何%くらいが霧島市民として、住民票があるのかということも非常に問題になってくると思います。したがって、費用対効果を考えた上での、更なる充実というのを考えていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

まず、最初の御質問ですけれども、新有権者の方々への啓発物資の件ですが、今回の法改正の施行が6月19日以降の国政選挙という形で、第1回目の発送は、この選挙時登録で18歳の方々が新規登録になります。そういう形で1回目はそういう形になりますけれども、その後のの方々については、毎年4回定時登録という形で、新有権者の方の登録がされて参りますけれども、9月、12月、3月、6月、そういう形で年4回定時登録ありますが、その定時登録になった時点で、新規の18歳の方々という考えで定期的に行っていくという考えであります。第一工業大学の内部調査というか、どのくらい住民票を移されていくということを確認いたしておりませんが、鹿児島大学で実績的には約600名が大学の中で投票されたように聞いておりますので、私どものこの第一工業大学、割合的にどのくらいの方が利用されるか分かりませんが、その期日前投票所を1日設けると、立会人、管理者、事務従事者をそれぞれ設置することになりますと十何万円ほど掛かりますので、それが1日で済めばいいんですけれども、そういう形で費用対効果で見たときにそれくらいの効果があるかということ

も疑問があるところがございます。

○委員（時任英寛君）

定時登録の場合のダイレクトメールの通信費については、参議院議員選挙のもので全てを対応できると、このように理解してよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

1回目については、参議院議員選挙の通信運搬費を活用させてと。それ以後についてはそれぞれ各選挙が控えておりますので、そういった形で、前もって参議院選挙、県知事選挙で切手等を事前に購入してと啓発費だという形で執行できたらなというふうに考えております。

○委員（平原志保君）

報酬で立会人などの費用がありますが、各投票場所での立会人の方々なのですが、いつも同じ方々がやっているような印象を受けるのですけれども、これは選挙管理委員会のほうから指定で地域の方に、この方ということをお願いしているんですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

投票所の立会人の選任の件だろうと思いますけれども、以前の旧市・町で少し選任方法は若干違っておまして、国分・隼人地区については、まずは前回していただいた方に確認をさせていただいて、オッケーを頂ければ、その方々へ、もし、その人がだめな場合については自治会長なり自治公民館長さんあたりに推薦を頂いて、打診をしてみて決定をしていくと。総合支所では各自治公民館長さんあたりへ、打診をして「立会人になっていただけませんか」という形でお願いをして了解を頂ければ立会人になっていただいているような状況です。

○委員（平原志保君）

立会人等の年齢というのは18歳以上ならできるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

立会人の選任要件になりますが、年齢要件と致しましては、選挙人名簿で登録された方であればオッケーですという形になっております。

○委員（平原志保君）

今回、啓発のことがたくさん出ているのですけれども、こちらの立会人等のことなのですが、私もいろいろな県に住んでいたことがあるが、公募する地域が多くて、選挙前に市報に選挙が始まるので募集しますということで、面接とかがあるとは思いますが、自分がやりたいという方が、アルバイトという形で募集されていたのですね。18歳以上はできるということならば、やはり見るよりやるということのほうがいいので、いい経験になればそこから興味を持つ方もいますし、若い方が入った方がいいというのもありますので、ぜひ、すぐには無理かもしれませんが、公募の形も取られてはいかがかなと思いました。うちのほうの地域、霧島ですけれども、毎回同じ方たちがやっていて、かなり負担だというのもよく耳にする話です。公募であれば、普段普通に働いている主婦や会社員の方でも、土日ですから参加できるかなということもありますし、ぜひ、啓蒙・啓発活動にもつながりますので御検討いただければと思います。

○選挙管理委員会事務局長（松下昭典君）

御質問のとおりであると思います。立会人の選任について各地区でも相当難儀をいただいている現状もがございますので、その辺りを参考にさせていただきたいと思います。ただ、18歳の方が立会

人となりますと、18歳の方は実際高校生になると、そうしますと高校生の方々はアルバイト的なものになりますので、事前に高校の了解が必要という話もお聞きしておりますので、その辺のクリアをする必要もあろうかと思えます。しかしながら、今の御意見は参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時32分」

「再 開 午前 9時33分」

▲ 議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について（会計課）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、会計課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○会計課長（小倉正実君）

平成28年度、一般会計予算に係る会計管理費の概要につきまして御説明申し上げます。会計事務としましては、収入・支出全般に係わる伝票などの審査事務を始め、市税や公共施設等の使用料及び手数料、国・県等からの交付金や補助金などの収入金を安全・適正に管理するとともに、その収入を支払準備金として一定期間の預金運用をしながら、事務事業の執行に伴う支出に充てるため、資金管理計画を立てて、支払等に支障が生じないように取り組んでおります。それでは、予算に関する説明書87ページをお開きください。歳入で款21諸収入のうち、項2、目1、節1の市預金利子は、資金管理に基づく歳計現金の預金運用に伴う利子収入459万円を計上しております。歳出につきましては、103ページ、一般会計予算説明資料4ページをお開きください。目7会計管理費、節12役務費のうち手数料は、指定金融機関及び収納代理金融機関における窓口納付・口座振替等に係る取扱手数料などの1,112万9,000円を計上しております。節13委託料は、コンビニ収納業務や電気料・電話料・水道料の公共料金の口座振替払いに要する経費のほか、平成28年1月からのマイナンバー利用開始に伴い、源泉徴収票等へマイナンバー記載が義務付けられたため、情報漏えいのリスク低減及び源泉徴収票等の発行事務軽減を図るために会計課でマイナンバーを集中管理し、源泉徴収票等の発行を一元化するために財務会計システムを改修するための経費を含め1,802万円を計上しております。なお、源泉徴収票等の発行一元化の経費としましては、節12役務費、通信運搬費に郵送料として18万2,000円を計上しております。このほか、会計事務に要する経費を含めまして、会計管理費では前年度よりも128万1,000円増の3,173万3,000円を計上いたしております。以上で、会計課の概要説明を終わりますが、御審議方よろしく願います。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回マイナス金利ということで、預金利子を459万円みていらっしゃいますけれども、これはその辺も考えてみていらっしゃるのですか。

○会計課長（小倉正実君）

今、御質問のありましたマイナス金利につきましては、実際のところ日銀の政策としまして平成28年、本年度の1月29日に日銀がそのような政策発表したところでございます。実際の予算編成におきましては、それ以前に予算要求を行ってございましたので、今、予算計上しているものにつきましては、そのマイナス金利の動向を踏まえたものではない状況でございます。ただ、こちらのほうで預金の運用につきましては、指定金融機関のJ Aあいらに短期的な預金を行っております。それを踏まえまして、J Aあいらに、動向についてお伺いしましたところ、今のところ、地銀等が対応する状況がまだはっきりしないということ等もありまして、今のところ同じような金利で提供をしていただけないかというのを考えているというお話でありましたので、今のところは前年度と同程度の金利ではないかというふうに考えているところでございます。ただ、今後また地銀等の状況によっては実際の執行におきましては、その辺の影響も出てくるのではないかというふうに思っているところでございます。

○委員（時任英寛君）

であるならば、マイナス金利の影響が出てくるようであれば、先ほど説明で申された収納代理金融機関、指定金融機関、いわゆるJ Aあいらですよね。窓口納付口座振替の手数料の減額という交渉ができるのですか。マイナス金利になっていくわけですので、やはり、そのあたりの交渉というのは基本的に可能なのかお伺いしたいと思います。

○会計課長（小倉正実君）

手数料につきましては、マイナス金利が言われる前から、指定金融機関、収納代理金融機関等におきましても、逆に上げていただきたいということ等も依頼としてはあるところでございます。それを踏まえまして、実際に金融機関が今回のマイナス金利を受けて、営業上の向上が見込めるのであれば、そういうところを軽減していただけることをお願いもできるのかなと思いますけれども、実際問題として、金融機関のほうもマイナス金利を受けて、今後、資金運用も大変な状況になってくるのを踏まえますと、こちらのほうで、手数料を下げてくださいというのは、要望としては言いづらいところではないかと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

説明の中で、会計課でもマイナンバーを集中管理をしてということで、源泉徴収等の発行を一元化すると。これはコンビニ収納などもオンラインでつながっていくことになると思うのですけれども、財務会計システムを改修するための経費を含めて1,802万円計上されておりますけれども、これについての詳細の部分の説明をお願いしたいと思います。

○会計課長（小倉正実君）

マイナンバーの源泉徴収票への記載につきましては、今までの事務処理の中では源泉徴収票自体を各課がそれぞれ発行といえますか、それまで1年間の間に源泉徴収を納付いただいた方に対して各課で通知をしておりました。それに対して今御説明申し上げましたとおり国からマイナンバーの税務署へ提出する源泉徴収票に対して、マイナンバーの記載が必要になりました。それを受けて各課でマイナンバーの管理等を行うこととなりますと、どうしてもマイナンバーが外に漏れてしまうリスクが発

生するというので、それを財務会計で一元化にし、会計課で源泉徴収票を一括発行することと致しました。実際、委託料は全体では1,802万円ありますけれども、その中のシステム改修費としては、180万円を計上しております。その中身につきましてはシステムの改修を行いまして、源泉徴収票を各個人に送付するものをA4の用紙に印刷するものではなくて、圧着はがきというものに印刷して発送するように考えております。そうしたほうがあとの封入作業も軽減されるということで、そういうためにシステムを改修する経費と実際にマイナンバーシステムを管理するための経費等、また、源泉徴収票もいろんな区分がありまして、区分ごとに管理する必要がありますので、その区分等を付加した上で各課で入力が行われるようにシステムの改修をする経費を見込んでおります。大きくは圧着はがきに印刷するための経費が大きなものというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

要するに一番の問題というのはマイナンバーを記載しない方、各課で今までやっていたのがありますけれども、庁舎内のことになると思いますけれども、人によってはマイナンバーは記載をしたくないという方もいらっしゃるわけですね、そういうことは全く想定していらっしゃるのですか。

○会計課長（小倉正実君）

確かにおっしゃるとおり、どうしてもマイナンバーは提供したくないという方がいらっしゃるかもしれないです。それについては源泉徴収をする側としてマイナンバーを記載することとなっておりますので、こちらとしてはお願いするしかないのかなと思っております。どうしても徴収できないものについては、また税務署等に相談してということ等になっておりますので、そういう形で対応させていただきたいと思っております。

○委員（時任英寛君）

広告封筒について、これは会計課で管理をされると思うのですが、従来、金額にすればどの程度の寄附が発生しているのでしょうか。

○会計課長（小倉正実君）

確かに広告封筒につきましては、業者のほうから寄附という形で、広告が入ったものを納品いただいている形を取らせていただいております。平成26年度の実績で申し上げますと376万5,267円分の削減が図られたと考えております。

○委員（時任英寛君）

やはり、現金が入ってくるわけではないのですけれども、これだけの経費削減につながったということでございますので、できれば、こういうものもお知らせを頂ければありがたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○委員（中村満雄君）

マイナンバーについて伺いますが、これのこのシステム改修費、財務会計システム、これは国がこうしたマイナンバーのしかけを作ったわけですが、この1,802万円、この財源は何ですか。

○会計課長（小倉正実君）

財源は一般財源となっております。それと、国の補助につきましては、当然、マイナンバー事態は、国の政策上の話でありますけれども、今回、源泉徴収票の発行ということで、先ほど御説明しましたとおり、システム改修費の主なものが圧着はがき、事務事業の軽減を含めた圧着はがきをシステムで発行するための経費と考えておりますので、その分につきましては市単独の事業として、一般財源を

充てることとしております。

○委員（中村満雄君）

そもそも、マイナンバーを源泉徴収票に記載する必要がなかったら要らない予算ですよ、そういった観点で、国が補助しないといたらしかたないのしょうけれども、どうも納得できないのですが、システム改修は近隣の市町も同じようなことを一般財源でやっているとか、そういったことの確認はしていませんか。

○会計課長（小倉正実君）

今回の発送というよりも、今まで源泉徴収票をどのような作業で発行していたかということについては、県内の市町村に聞いたことがありまして、それは各課で対応しているところと、今まで霧島市がしていたような形で発行していたところがあるようでした。それを新たに改修してということでは、霧島市と同様な考え方をするとところは聞いてはいないところでございます。そういうような状況を踏まえまして、先ほど申しましたとおり圧着はがきの変更ということで考えておりますので、事務の軽減を図るためにということも踏まえまして、このような予算措置をしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

この財務会計システムの改修についての予算が会計課の予算として上がっているということ、ということは、ほかにもマイナンバーに関するシステム改修というのはあるかもしれませんが、それは分散しているのですか。

○会計課長（小倉正実君）

私のほうでマイナンバーに関する予算を把握はしておりませんが、当然、マイナンバーに関するもの、例えば市民課の関係とか、ほかのところにつきましてもマイナンバーに関する予算は計上されているものと思っております。今回の分につきましては、あくまでも源泉徴収票の発行を一元化するというので、その発行の主体となるのが会計課で取りまとめをするということで、会計管理費にて予算計上したところでございます。来年以降につきましても会計課で同じように発行する予定としております。

○委員（中村満雄君）

財務会計システムを使っている課は会計課だけではないですよ。

○会計課長（小倉正実君）

そのとおりでございます。財務会計システムはいろいろなメニューがございますので、例えば、予算編成の部分でありますと財政課が主体になってしておりますし、予算の執行でありましたら、それぞれの各課が予算の執行を行っております。また、会計課のほうでは決算等を踏まえた上で、決算書の編成作業等を財務会計を使用しているところでございます。それとは別に債権者登録という形で会計課では、市の歳入・歳出に当たって債権者の登録等もしておりますので、債権者の登録に併せてマイナンバーも一緒に管理するというので会計課での事務とさせていただきます。

○委員（中村満雄君）

財務会計システムというものをたくさんの部や課が使っている。それで財務会計システムという名前は一つですけども、改修とかそういったことの必要性が生じたときに、それぞれの会計課や財政課とかいったところが個別に、そのシステムを維持・管理する会社と折衝等をされるのですか。

○会計課長（小倉正実君）

どこで予算措置するかという問題等はあるとは思いますが、今回の分についてはシステムから圧着はがきを印刷するという部分が大きな改修でありましたので、会計課での作業ということで、こちらのほうで予算計上したところでございます。

○委員（中村満雄君）

財務会計システムを請け負っている会社は1社ですか。

○会計課長（小倉正実君）

1社でございます。

○委員（中村満雄君）

その会社との折衝窓口というのが、こういった圧着はがきとかそういったことと、マイナンバーのフィールドを増やすとかそういったことになろうかと思いますが、そういった折衝窓口というのは市としては、会計課とか財政課とかそれぞれが担当しているのですか。

○会計課長（小倉正実君）

システムの内容によるとは思いますが、例えば会計課で言いますと、先ほど言いました決算書の編成をしております。平成26年度が今の財務会計システムになって最初の編成になったわけですが、それを編成するに当たっては、いろいろな改修・変更点、霧島市の要望に応じた変更を業者にさせていただいております。それをパッケージで提供いただいておりますので、その運用経費の中で見てはいただいておりますが、それに対するそれぞれの業者との対応というのは、その分につきましては会計課で行ったところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

これで会計課に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時55分」

「再 開 午前 9時58分」

▲ 議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について（監査委員事務局）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に 議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、監査委員事務局の審査を行います。事務局の説明を求めます。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

それでは、監査委員事務局所管に係ります歳出予算について御説明申し上げます。まず、公平委員会費ですが、予算に関する説明書の117ページから118ページ、行政委員会の予算説明資料の4ページをお開きください。公平委員会運営事業51万5,000円につきましては、職員からの給与、勤務時間、その他勤務条件に関する措置要求や不利益処分に対する審査請求などの審査等に要する経費のほか、公平委員会連合会の総会・研究会への出席に要する費用が主なものでございます。次に監査委員

費であります。予算に関する説明書の129ページから130ページ、行政委員会の予算説明資料の10ページをお開きください。監査委員費3,848万8,000円につきましては、事務局職員4名の人件費のほか、各種監査業務等に要する経費でございます。主な予算としましては、委員3名分の報酬368万9,000円のほか、委員及び事務局職員の各種総会・研修会への出席等に係る旅費107万4,000円や全国都市監査委員会等への負担金11万3,000円を計上いたしております。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村満雄君）

昨年、消防局の横領事件がありました。あのときに監査しなければならないのに、監査が十分できていなかったということが背景にあるみたいな形だったんですが、そういった意味で、市が外郭団体とかそういったもののお金を預かっていて、市の職員が管理しているという、そういったところに対する監査を十分にされていなかったことが、不幸な結果になったと私はそう認識しているんですが、そういったことの防止などに対する予算措置とか、そういったことが必要ではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

昨年12月に職員による不祥事が発生したわけですが、財政援助団体の監査につきましては、平成22年以降、毎年実施しているわけですが、ちなみに今年度も4団体行っております。通常、毎月、例月出納検査というのがございまして、そういう検査でも支払伝票とかはもちろん見ているのですけれども、その中では、いわゆる職員が通帳等を管理している、そういうもの出し入れまでは、毎月の例月出納検査とか、年に1回、定期監査を行いますけれども、そういう中では現金の出し入れまでは監査を行っておりませんけれども、それとは別に財政援助団体の監査というのがございまして、これは先ほど冒頭申し上げました、平成22年度から実施しております、毎年抽出してやっているわけですが、特に平成25年度以降におきましては、いわゆる市の職員が外郭団体の通帳を管理しているものを優先して、今、実際の支払いにかかります領収書とか、現出納簿とか、そういう証拠書類を全部出していただいて、中身を全部チェックしてやっているわけですが、それを毎年全ての外郭団体の現金の出し入れまでを単年度で全てをやるというのは、現実的に言って、今の事務局の職員体制では無理があるということでございます。そのようなことから、監査委員とも今回の不祥事を踏まえまして、今後、職員が通帳を管理している団体を全て早い段階で、財政援助団体の監査を行うべきではないかということで、今年度は4団体ですが、平成28年度は更に増やして実施しようかということ、現在、監査委員と協議を行っているところでございます。

○委員（中村満雄君）

目が届かなくなるということで、こういった不祥事が起こったわけですね。市長もなぜそういったことが起こるかということに関して、徹底的に調べて、起こらないようにするということが宣言されていますので、だからちょっとずつではなくて、そういった外郭団体の資金管理をするということをやめるというのは、そちらの仕事ではないかもしれませんが、そういったことを踏まえて、監査委員さんと一緒になって、どうしたら防げるかということに関して、ぜひとも積極的に検討して防止に努めていただきたいと思います。これは強く要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

今、局長のほうから財政援助団体については、職員が管理をしている通帳等に疑義があれば、その人の一生が台無しなったりする部分があるんですけれども、監査委員とも議論をされて、やはり少しずつ、年次的にというふうにおっしゃるわけですけれども、その財政援助団体、これも限界がありますけれどもね、外郭団体という性格がありますので、踏み込める部分と踏み込めない部分がありますけれども、大体霧島市内にどれくらいの財政援助団体というのが存在しているのか、同時にその部分をチェックしていくということが求められると思うのですけれども、今おっしゃるように限られた人数で限られた仕事をやらないといけないという制約もあるので、もう少し効率よくできるような検討も必要だと思うのですけれども、その辺はどうかお聴きをしておきたいと思います。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

まず1点目の団体の数ですけれども、監査委員事務局で把握している財政援助団体の数ですが、平成26年度における団体数が288団体ありまして、そのうち市の職員が通帳を管理している団体数が34団体ございます。それと財政援助団体の監査を早急にするべきではないかという御質問ですが、先ほども申し上げましたけれども、財政援助団体の監査につきましては監査委員による監査の前に、関係課に決算書、通帳、領収書等の提出を求めて事務局職員で全ての書類の確認作業を行っております。これにはかなりの日数を要することや他の監査業務との兼ね合いもございまして、先ほども申し上げましたように、現在の体制では一年間に数多くの団体を実施するということは、難しいという状況がございまして。と言いましても昨年このような不祥事が発生いたしましたので、市の職員が通帳を管理する団体の監査を早急に終えなければいけないと考えていますので、それについては少しでも多くの監査ができるように努力してまいりたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

288の団体があって、そのうち職員が関わっている団体が34団体、この34団体はおおまかにどういう団体か三つか四つ教えてください。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

ちなみに今年度実施した団体を申し上げますと、今年度は農林水産部の監査を行っておりますけれども、霧島市茶業振興会、霧島市農林技術員連絡会、霧島市担い手育成総合支援協議会、鮎まつり実行委員会、四つの団体を行っております。

○委員（木野田誠君）

例えば、茶業振興会の中なら、茶業振興会の中に監査も立てているわけです。そこで監査をして、そこで正式な市の監査をしてもらいます。監査をしてもらうのは非常に良いことなんです。それがどうのこうのとはもちろん言いません。良いことなのでどんどんしてほしいとは思いますが、ただ、私の意見としては、御配慮いただきたいことは、そういうふうに市の職員が監査をしていると、これは外郭団体だから、外郭団体の人たちに会計もさせなさいということで、市の職員が手伝っていている部分を外してしまう、こちらから言うと取り上げてしまうというような、そういう兆候になりつつあるのであれば、私どもの団体としては問題だなというところが出てきますので、監査は監査として厳しくやっていただいて結構ですが、その辺の市の職員の手伝いの部分を取り上げていくっていいのかな、ちょっと表現がまずいかもしれませんが、その辺を配慮しながらやっていただきたいというふうに要望したいと思います。

○委員（新橋 実君）

市もやはり経営者という立場で、私は動くべきだと、国のほうも昔から複式簿記を取り入れてやるということ言われているわけですが、なかなかこれが難しいということで、貸借対照表も一年を通して単年度でやっていくというのはなかなか難しいのかなと思っていますけれども、その辺についての取組はどのような形になっているのかお伺いします。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

複式簿記の関係ですけれども、現在、国のほうが、固定資産台帳の整理と複式簿記を前提とした財務処理の作成、これを統一するというので、平成27年度から平成29年度、3年間で全ての地方自治体に作成するよという通知がなされているようです。それと下水道会計についても平成31年度までに公営企業への移行が要請されているようでございます。このような状況を踏まえまして、監査委員事務局におきましても昨年度から複式簿記をマスターするために研修会の参加とか、事務局内の研修といったことにも取組を始めているところでございます。

○委員（新橋 実君）

市が持っている道路や学校とか土地の単価とか、そういうものはいろいろ難しい面もあると思うわけですが、それを一年一年見直しをしていくとか、そのような形になると思うわけですが、平成29年度までに市として体制が整うということで理解していいですか。

○監査委員事務局長（川路和幸君）

平成29年度までにできるかという御質問ですけれども、この件につきましては監査委員会事務局がどうのこうのということではなくて、特に財政課が中心になってやっていくところかなということだと思います。

○委員（新橋 実君）

財政課ともしっかりと話し合いをもって、そういう方向に進めていくように局長のほうからも強く要望していただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで監査委員会事務局の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時40分」

▲ 議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について（消防局関係）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算について、消防局の審査を行います。消防局の説明を求めます。

○消防局長（木佐貫誠君）

平成27年中の霧島市における救急出動状況でございますが、全体で5,682件の出動、搬送人員については、5,194人で、前年に比較いたしますと件数にして、104件の減少、搬送人員については151人の減

少となり、その発生原因としては、半数以上が急病であり、次に転院搬送、一般負傷という状況であります。次に火災出動状況でございますが、同じく平成27年中でございますが、63件出動、うち建物火災は29件、前年と比較いたしますと出動件数で3件の減少、建物火災においては、13件の減少とはなりましたが、発生原因につきましては、放火の疑い、焚き火、電気装置といった状況でございます。その様な中、消防局における消防団運営事業において、七つの方面隊において防火・防災活動に従事していただいておりますが、主に火災予防広報や行方不明者捜索、山岳での捜索救助活動等において、日々御尽力を頂いているところでございます。しかしながら、高齢化等を含め団員確保には大変苦慮いたしている状況であり、今後の大きな方向性として、女性消防団員の更なる拡充を図るために消防局・団本部を始めとする各方面隊の皆様方、並びに消防後援会の皆様方へ新入団員の勧誘について、更に御協力を頂き、広報きりしま、市ホームページ等を通じて御案内もいたしておりました。その甲斐あり、昨年12月には国分方面隊へ3名の新たな女性消防団員が誕生するという幸先の良いスタートを切ることができたとともに、また後に続く方々の声も聞こえてまいりまして、大変ありがたく、着実に手ごたえを実感いたしているところでもございます。平成28年度予算につきましては、財政縮減の中、このあと資料にて、それぞれの担当課長より御説明を行わせていただきますが、常備消防におきましては、車両更新事業として高規格救急自動車1台と人員搬送車1台の更新、また、非常備消防におきましては、小型動力ポンプ付き普通積載車2台、小型動力ポンプ付き軽積載車2台の更新などを計上させていただいているところでございます。よろしく御審議をお願いします。

○総務課長（堀ノ内剛君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時25分」

「再 開 午前10時40分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料の3ページ、救急救命士育成事業ということで、これは何人の方を対象にされているのですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

救急救命士育成事業でございますけれども、現時点での消防局におきます救急救命士の在籍職員、資格を持っている者、48名に対してでございます。

○委員（中村満雄君）

今回のこの予算の対象となっている方は、育成となっているので、この資格を持っていない方が対象であろうと思いますので、その人数を教えてくださいということです。

○総務課長（堀ノ内剛君）

平成28年度は1名の者を対象としております。

○委員（中村満雄君）

消防吏員一般教育研修事業，これの対象人数を教えてください。

○総務課長（堀ノ内剛君）

この件につきましては，ちょっと内容的に把握が多いものですから，例えば，県の消防学校でいきますと，初任科，救助科，救急科，幹部科，指導員科とか，たくさん項目がありますので，できればあとでお渡ししてよろしいでしょうか。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の4ページの消防団施設管理事業で，サイレン塔の撤去ということで，予算が予定されていますが，これはどういう状況で，どこを撤去されるのかお示してください。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

消防局のほうでは平成26年度でサイレンの維持管理をやっておりませんので，それに伴いまして，修理とかそういうことをやりませんので，撤去要望があった場合にとということで，本年度，平成27年度に3か所予定をしておりましたけれども，その分は住民が残してくださいということで，撤去がされない形になりました。限定はしておりませんが，そのような形の中から1基撤去ということでの予算計上になっております。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の3ページで，消防職員採用事務事業ということで，平成27年度3月末で，消防職員の皆さんで何人が退職になって，今回の平成28年度の予算上でいったときに，大体何名の採用予定を計画されているのかお示してください。

○総務課長（堀ノ内剛君）

平成27年度の定年退職者が4名でございます。それと中途退職者が現在2名おります。1名依願退職が出ておりますので，7名の職員の採用を計画しています。

○委員（前川原正人君）

6ページ，消防施設費の中の消防団車両更新事業で，これは先ほどの説明の中で，各分団の車両の買換えということで理解をしますのですけれども，問題は今まであった車両はなかなか使えないと思うんですけれども，例えばそれを下取りに出すとか，もう廃車にして，あとはもう終わりなのか，特殊車両という性格がありますので，下取りというのは，なかなか難しいとは思うのですが，その辺の取り扱いについてはどうなるのかお示しいただけますか。

○消防局長（木佐貫誠君）

ただいま御質問の消防団車両でございますけれども，これは消防団車両に限らず常備車両も全てでございますけれども，いわゆる廃車という形の中で，永久抹消処分ということを致します。

○委員（前川原正人君）

ということは7ページの中央署の高規格救急自動車もまた同じような感じということで理解していいですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

正にそのとおりでございます。常備消防車両の高規格救急自動車もそのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

予算説明資料4ページの委託料で詰所浄化槽維持管理委託料がみてあるわけですが、霧島市内旧1市6町、この中に詰所がどれだけあって、浄化槽、くみ取り、下水道につないでいるところ、この辺はどういう形になっているのか確認させてください。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

詰所については76か所ございます。トイレにつきましては64か所トイレが設置されておりまして、そのうち合併槽が14か所、10か所が下水道になっております。40か所についてはくみ取りとなっております。

○委員（新橋 実君）

76か所のうち64か所にトイレがあるということですが、あとの12か所はトイレはどのような形になっているのですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

トイレが設置されていないところが9か所ございます。トイレにつきましてはくみ取り、下水道、合併槽でないところにつきましては、詰所にはトイレはございません。

○委員（新橋 実君）

トイレがないというのはどうかなと思うわけですが、環境衛生面で今回も説明資料の6ページに下水道の接続工事も2か所はみてあるわけですが、まず、トイレがない所は今後どうされるのか、場所等について教えてください。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

現状でトイレのないところにつきましては、隣接する公民館を使用いただいているところですが、完全に近くに公民館等がないところが佐々木分団の小原と安良分団の紫尾田の2か所となっております。

○委員（新橋 実君）

そこについては、今後もトイレの設置はしないという理解でいいですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

委員指摘のとおり当然トイレというのは、なければならぬわけですが、今後、詰所の建替計画、そういうものと併せたり、あと団員からの要望、どうしてもトイレを造ってくれということで、平成26年度に溝辺の中央分団に仮設のトイレを設置しているところがございますので、消防団員等からそういう要望があった場合、若しくは建替計画等でそれに基づいて、下水道であったり、合併槽であったりという形で設置を進めていければというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

今後は、くみ取りというの、なかなかはやらないと思うわけですね。せめて浄化槽か下水道があるところは下水道にしていきたいと思うわけですが、6ページにあります宮内部消防詰所、ここについて、土地の負担金が要りますよね、平米430円ですかね。それについては消防局の負担でやっているのですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

消防局の負担となっております。

○委員（新橋 実君）

できましたら下水道区域につきましては、できる限り早目にそういう形をとっていただきたいと思

います。隼人の国道10号で消火栓が持ち上がって事故があったということで、今後の課題としてですけれども、消火栓の設置については国道10号とか、霧島市は大きな道路があるわけですが、やはり道路というのは大型車両が通れば非常に痛みも激しいわけですが、隼人の浜之市地区については区画整理を通じて歩道のほうに埋め変えるというような話もありましたけれども、その辺は今後どういう形で対応していかれるのですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

消火栓等の設置・維持管理につきましては、消防水利を設置する際に、特に開発行為につきましては、土地利用協議の形で協議をさせていただいております。その中で消火栓の位置につきましては、できるだけ歩道上に、特に主要幹線になるところにつきましては、従来もそのような形をお願いをしている状況でございました。また、消火栓はカップリングの位置から30cm以内に設置できるように付けてくださいということでもお願いをしているような状況でございます。特に開発行為につきましては、土地利用協議の形で協議させていただきます。その中で消火栓の位置につきましては、できるだけ歩道上に完成になるとこれにつきましては、従来もそのような形をお願いをしている状況でございました。

○委員（厚地 覺君）

先ほどの消防局長の説明で救急出動状況が全体で5,682件、搬送人員が5,194人とありましたけれども、この中で救急車を呼んで、利用しなかったものも含まれていますか。

○情報司令課長（松元達也君）

救急車の不適切利用ということですが、平成27年中における件数ですが、情報司令課としましては、119番があった時点で、これが不適切という判断は正直言ってできません。現場についた救急隊が状況を把握しまして、これは不適切であったという件数は昨年において37件ございました。

○委員（厚地 覺君）

予算説明資料6ページの消防団車両更新事業ですが、各方面隊に小型動力ポンプ車というのは何台くらいありますか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

積載車は58台ございます。それに積載する小型動力ポンプが61台となっております。

○委員（厚地 覺君）

この辺も年次的に更新せざるを得ないと思うのですが、今後、何年間くらいで更新になるわけですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

車両更新にあつては耐用年数が22年ということで、22年で計画をしております。今後の計画も平成29年度に8台、その後9台とかありますので、1回の車両の更新が多くなりますので、調整をしながら車両更新をしたいと考えております。

○委員（平原志保君）

先ほどの説明で女性消防団員が誕生したということだったのですが、今年目標で人数的なものが分かれば教えていただきたいのと、今回3人いきなり入ったということは、何か理由があるのですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

先ほど局長のほうから御答弁しましたけれども、3名の方が12月15日に辞令交付式をしまして、12

月1日に国分方面隊に女性の方が3名入っておられます。また、2月の広報きりしまの表紙で女性消防団の紹介がございまして、そこでまた2名の方が入りたいというような要望がございまして、4月1日に入るための手続きを現在進めているところでございます。女性防火クラブにつきましては、その中から4名の方が、女性消防団に入っただけでいる状況でございます。

○委員（木野田誠君）

消防団施設管理事業の中のサイレン塔の撤去というところで、住民の意向を聞いて撤去することではありましたが、住民というのは一般の住民の方、あるいは地区を代表する地区自治会長とかがいらっしゃるわけですけれども、ここでおっしゃる住民というのはどういう方の意向を聞いてということですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

当然、地区に時報を知らせたりするという形の中の取り扱いなると思うんですけれども、その中で必要ということであれば一個人ではなく、地域が必要である、撤去をしてほしい、もう要らないから撤去をしてほしいという形になるというふうに考えております。個人の意見としては、撤去については対応できないんじゃないかと考えております。地域の中で、このサイレンは必要ないから撤去してほしいというような要望というふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

自治会の中に消防団員もいるわけですけれども、消防団というような一つの組織もあるわけですけれども、消防団の意見も、その自治会の意見の中に入っての聴取ということによろしいですか。

○消防局警防課長（喜聞浩志君）

そのとおりでございます。

○委員（時任英寛君）

予算説明資料の6ページでございます。消防水利整備事業、消防局関係でいきますと、耐震性貯水槽及び消火栓の整備等を行うわけですけれども、自然水利の整備というのは現実的に消防局がタッチできない部分でございます。しかしながら、非常に重要な河川水利等でございます。用水路も含めまして、そのあたりの整備を進めることによって、消防水利の確保というのができると思うのですね。したがって、消防局の予算では出てまいりませんが、河川改修とか用水路整備、そのあたりのときに各事業の担当部との連携を強化していただきまして、例えば河川にボックスを埋め込むとか、そういうもので、非常に利便性が確保できるということもございまして、ぜひとも協議を進めていただきたいと思っております。ほかの担当課が事業で行う場合、そういうことを全く意識せずに改修してまいりますので、消防局のほうから年度初めにその計画等を確認していただきまして、ここにこういうものをとということで、要望していただきたいと思っておりますが、消防局長どうですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

今御提言のとおり、有効水利としての自然水利的な活用、これは当然、消防署は消防長、消防支所長は池、泉水、井戸、水槽、例えば、その他、消防の用に必要な水利について、例えば所有者、管理者、占有者の承諾を得て、常時これを使用可能な状態にしなければならないとなっております。しかし、今御提言の水利組合の問題でございます。土地改良区との協議でもございまして、常時、そのような状況にないがために、例えば、生活排水、または防火用水としての協定というのは済んでおります。御提言のとおり、その時々例えば改修事業の際に、柵というか、仕切り版というか、そ

のようなものが設置できるようなことを、今後協議していけば、その時期、時期ではございますけれども、有効な水利として活用できるのではないかと考えておりますので、今後は関係部署との協議を進めさせていただきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

今、霧島市内でも国分管内には13階建の高層マンションが建っているわけですが、ああいうところで火災が発生した場合、はしご車などが行って火災を消すような形になると思うのですが、そういう消防車両が待機できるようなスペースは全て確保されていると理解していいのですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

霧島市管内に4階建て以上の中高層と言われる建物は約450棟以上ございます。御提言いただきました全てがそのような状況にあるということではないということです。ですから高層建物、階数で言うと8階以上といいますか、はしご車と言いますと、霧島市は40m級がございまして、ただ、その建物の横にそのまま置いていくわけではございませんので、例えば道路事情、開発行為等でもいろいろなことをお願いしながら、隅切りの部分等もお願いしながら、車両の進入が容易にできるように現段階では協議を少しずつ進めているところでございます。しかし、既存の建物の中では、当然議員がおっしゃるとおり進入ができません。しかし、それに対しましては、建物の消防用設備、防火設備、避難設備、消火設備というのがありますので、そういったものの活用、それと三連はしご、単はしご等の活用ということの消防戦術の問題になってくると思います。ですから、車両が全てその場に行けて設置ができるものではないということをお理解いただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

現在はそういう高層ビルの火災発生というのは聞かないわけですが、もしそういう火災が発生した場合、高層ビルには防火設備というものは設置されているわけですが、やはりそこまで行くのがなかなか大変だと思うわけです。今、霧島市消防局には、何台のはしご車がありますか。

○消防局長（木佐貫誠君）

はしご車は中央消防署に1台、北消防署に1台という状況です。

○委員（新橋 実君）

もし国分で高層ビルの火災があった場合は、北消防署からも持ってくるという理解でいいですか。

○消防局長（木佐貫誠君）

そのとおりでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありあせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで消防局の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時05分」

「再開 午前11時10分」

▲ 議案第33号 平成28年度霧島市一般会計予算について（生活環境部関係）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算についての審査を行います。生活環境部の説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第33号、平成28年度霧島市一般会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、生活環境部において所管する全体予算額につきましては、総額56億8,663万6,000円であり、一般会計当初予算総額572億5,000万円に占める割合は9.93%で、前年度に対し、1億3,409万円の増となっております。総務費のうち、市民課所管の戸籍住民基本台帳費につきましては、1億359万4,000円を計上しており、前年度に対し、600万4,000円の増となっております。主な経費としては、戸籍法、住民基本台帳法、印鑑条例等に基づく届出等による事務処理やマイナンバーカードの発行、各種証明書発行等に要する経費など、市民課及び市民サービスセンター所管の事務経費でございます。次に、民生費のうち、保険年金課及び市民課所管の事業経費につきましては、34億1,189万円を計上しており、前年度に対し、1億5,080万9,000円の増となっております。国民年金事務につきましては、法定受託事務である各種申請の受理や資格に関する事務を始め、市民からの相談など適切に窓口業務を行うための事務経費を計上しており、今後も迅速で親切丁寧な市民への対応に努めてまいります。国民健康保険事務につきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額に充てるための保険基盤安定繰出金や財政安定化支援事業繰出金を始め、人間ドック助成や特定健康診査などの保健事業等のために繰出金を計上し、安定的な国保運営に努めてまいります。後期高齢者医療事務につきましては、当該医療制度における療養費給付費の本市負担金を始め、鹿児島県後期高齢者医療広域連合会への負担金及び本市の後期高齢者医療特別会計への繰出金などを計上し、円滑な制度運営を推進してまいります。また、人権擁護推進費につきましては、人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、市民の皆様方が参加しやすい人権学習の一環として「子どもの人権問題(いじめ)」をテーマに「じんけんフェスタ」を開催することとしております。次に、衛生費のうち、環境衛生課及び衛生施設課所管分の事業経費につきましては、21億7,115万2,000円を計上しており、前年度に対し、2,272万3,000円の減となっております。環境衛生費におきましては、公共用水域の水質保全対策として実施しております合併処理浄化槽設置整備事業につきまして、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの切換えを推進してまいります。再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金積立て事業につきましては、本市の再生可能エネルギー事業者からの寄附金等を基金に積み立てる事業でございます。河川景観保全アダプト（里親）制度推進事業につきましては、引き続き、水辺の環境保全と美化活動の推進を図り、登録団体の増加に取り組んでまいります。次に、清掃費におきましては、ごみの中に含まれるリサイクル可能な資源等の含有量を把握するため、昨年実施した「ごみ質組成分析」の結果を広報等で周知するとともに、ごみの品目ごとの分別方法を記載した「ごみ分別辞典」を配布し、市民の方々の分別に対する意識啓発を図り、更なるリサイクル率の向上に努めてまいります。敷根清掃センターでは、市民生活から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを安定的・経済的かつ衛生的に処理するため、複雑多岐にわたる設備の維持補修に対応しながら、適切なごみ処理を行ってまいります。し尿処理施設につきましては、牧園・横川地区し尿処理場は平成24年7月から、南部し尿処理場は平成25年4月から指定管理者に運営を委託しており、日常生活で排出されるし尿・浄化槽汚泥を適切に処理、処分することにより、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図っております。以上が概要でございますが、詳細に

つきましては、担当課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○市民課長（造免秋子君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○保険年金課長（宝満淑朗君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○衛生施設課長（梅北 悟君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

以上で説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（時任英寛君）

まず、環境衛生課、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、国庫補助金が6,032万7,000円、県の補助金が3,981万5,000円、市の負担分は幾らになりますか。

○環境保全G長（松元政和君）

市の一般財源が1億1,138万2,000円となっております。

○委員（時任英寛君）

これは合併処理浄化槽補助の全ての市の負担分ですか。これは国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1での合併処理浄化槽の補助の構成ができていたと思うんですけども、それでいけば、国は大体2億1,000万円の合併処理浄化槽設置整備の予算ですので、国は約6,000万円で3分の1程度の補助率になっていると思います。ただ県が約2,000万円ということは、従来の設定してある補助率より2,000万円程度低くなっていると。したがって、その分を市が負担をせざるを得ないという状況になると考えますが、この県の負担分の3分の1というのは担保されていないのでしょうか。

○環境保全G長（松元政和君）

県の補正係数がございまして、カンマ66という補正係数で県の補助金が決定されているところでございます。

○委員（時任英寛君）

計算すれば66%ということで、それは出てくるんですけども、従来は3分の1の設定で、この合併処理浄化槽設置整備事業の補助というのは制度設計が成されたと思うんですけども、この66%の補助率の設定については県の見解というのはどういうことなのでしょう。

○生活環境部長（小野博生君）

確かに制度上は国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1というような形で本来ならば行われるべきであろうと私どもも考えているところでございます。ただし、今、県の予算の関係上、先ほど申し上げたとおり、通常より66%分しか出ていないと、その分市のほうが多く出しているという形になっているわけでございます。ですので、私どもと致しましては、やはり本来あるべき姿として、県のほうにちゃんと出していきたいということは、今後もやはり続けて県に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○委員（時任英寛君）

確かに県の財政事情も厳しいという認識はしますけれども、これはお互い様であって、市のほうとしては上乗せ補助まで出しているわけですので、当然負担が大きくなっていくということですので、引き続き折衝していただきたいと思います。というのが、私どもこの霧島市の問題だけではないと思いますので、市長会等でもその点については御協議いただきたいと。錦江湾ブルー計画というのは県が持っているわけですので、そのための事業ということで折衝していただきたいと思います。それから市民課関係でございます。今後、マイナンバーカードが普及していきます。先だっては、牧園のコンビニエンスストアで市長が住民票を取られておりました。この手数料を平成28年度どのくらい見積もっていらっしゃるのでしょうか。

○市民課長（造免秋子君）

手数料と致しましては、月1,300件程度の年間1万6,000件の196万2,000円です。

○委員（時任英寛君）

1件につき手数料を幾らで設定されていらっしゃるのですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

コンビニ交付の手料金は1件につき123円で計算しています。

○委員（時任英寛君）

衛生施設課でございます。予算説明資料の16ページ、塵芥処理費です。敷根清掃センター労務職員7人分となっております。いわゆる現業職の職員の方は衛生施設課関係では、この7人だけと、このように認識をしてよろしいですか。ほかの施設は指定管理になっておりますよね。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

そのとおり、今、現業職員として7人分でございます。

○委員（時任英寛君）

市の方針でいきますと、今後は現業職は採用はないと。一般事務ということですが、この清掃センターにつきましては、やはり特殊な技術者が必要となろうかと思えます。単純に一般事務の職員が異動で来て取り扱える機器類ではないと、このように考えます。そういうことを考えますと、清掃センターも将来的には指定管理に移行していくと。このように認識をするわけございまして、この7人のうちで、そういう特殊な機器に携わる職員というのは何名いらっしゃるのでしょうか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

特殊な機器と申しますか、一応、現業職の職員と致しましては、フォークリフトとか、ユンボとか、クレーンとか、そういう機器の操作等を安全に操作して、搬入される市民、事業所の方々への配慮をしながら作業をしているところでございます。7人とも全てそういう技術を持っております。

○委員（時任英寛君）

したがって、やはり方向性というのを定めなければ、機器取扱いの職員がいなくなっていくということでございますので、そのあたりの考え方というか方向性はどのようにお考えでしょうか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

まだ、その方向性について結論は出しておりません。ただ、以前この敷根清掃センターも含めて、指定管理者制度が導入できないかということで検討いたしまして、若い現業職員もおりますし、技術的な部分で必要なことがあるということで、当分の間は現体制で維持するというようにしております。

ただし、敷根清掃センターの長寿命化計画というものを策定しております。その中で、近隣の処理施設等の状況も把握しているところがございます、その中では効果的業務委託というようなことで、いろいろ施設を委託していらっしゃる処理場もございますので、それらも踏まえて今検討しているところがございます。

○委員（平原志保君）

予算説明資料10ページの人権の関係についてお伺いします。人権啓発センター管理運営事業のところに歴史的社会的理由により生活環境の安定向上を図る必要がある地域住民というふうになっているのですけれども、対象は何人くらいですか。

○隼人人権啓発センター副館長（富久亮二君）

平成27年度現在で450名になっております。

○委員（新橋 実君）

予算説明資料2ページの生活排水対策事業で、15名の生活排水対策推進員がいらっしゃるということでしたけれども、どういったメンバーですか。

○環境保全G長（松元政和君）

各地区から15名ということで、8,000名程度に1人ということで委員の方を推薦していただいております、地区割で言いますと、国分が6名、溝辺が1名、横川が1名、牧園が1名、霧島が1名、隼人が4名、福山が1名で合計15名となっております。

○委員（新橋 実君）

15名の方がいらっしゃるわけですが、年間どれくらい出られるのですか。

○環境保全G長（松元政和君）

各地区で出前講座等がございます、その中で昨年度はこちらで把握しているのは4回で、あとは推進員の研修会、また、各地区での生活排水の普及活動ということで、各地区で活動していただいているところがございます。

○委員（新橋 実君）

普及活動をすると。結局何かあったときに、例えば排水が汚れてきたから、そのときに走って行って現地を確認するとか、今、生活排水対策推進員という方と連携してとあるわけですが、そういう活動ではないわけですか。ただ推進をしていくということですか、中身を詳しく教えてください。

○環境保全G長（松元政和君）

こちらの生活排水対策推進員の方におきましては、エコきりしまの製造配布、各市民への生活排水対策の普及・啓発、あとは環境イベント等での生活排水対策に対する普及・啓発等を行っているところでございます。

○委員（新橋 実君）

1回当たりの時間と単価というのが決まっているのですよね。それは幾らくらいですか。

○環境保全G長（松元政和君）

年間で活動費が3万円となっております。

○委員（新橋 実君）

何回出ても年間で決まっていると。それと新規で今回、再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金積立て事業ということで出ているわけですが、先ほどの説明の中で市有財産貸付

料があるということでしたけれども、これの平米数と金額は幾らになっていますか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

400万円になっておりますが、実際契約の平米数というのは持ち合わせておりません。実際、2町歩ほどの平地がございまして、そこにパネルを敷いている状況でございます。

○委員（新橋 実君）

場所はどこですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

溝辺の城向江^{じょうむかえ}という地区になります。

○委員（新橋 実君）

そこはもうパネルが設置されて発電をされていると理解していいですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

そのとおりでございます。もう3年ほど経過をしております。

○委員（新橋 実君）

霧島市の川内のところも再生可能エネルギーということで、あそこも今後進めていかれるという話もありましたけれども、そういったのも今後はこういった形でされるということですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

やはり、この城向江^{じょうむかえ}の例と同様に進めてまいりたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

平米数については、あとでお願いします。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料1ページの合併処理浄化槽設置整備事業ということで、昨年の決算委員会でも議論をした経過があるのですが、要するに補正係数0.66を掛けるというのは、財政力指数によってこういうケースが出てきているわけですけれども、県下19市で満額出ているのは、どのくらいの自治体になるのですか。一つは分かっています。垂水市は財政力指数が低いということで、この補正係数は掛けないで満額出ているのですけれども、ほかの自治体はどうかお示しいただければと思います。

○環境保全G長（松元政和君）

本日、県内の状況等の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告します。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、要するに合併処理浄化槽の補助金の金額が年々下がっているような傾向があるのですけれども、昨年の実績等でその補助金の金額は幾らになっているのかお示しいただけますか。

○環境保全G長（松元政和君）

補助金の金額ですが、本体補助と致しまして、5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円となっております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、4ページになりますが、昨年度からでしたけれども騒音・振動・悪臭・水質規制調査事務で予算組がされているのですけれども、平成28年度はどこを予定して、これまでの検証結果、対策、改善等がどうだったのかお示しいただけますか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

この騒音・振動・悪臭・水質規制調査事務につきましては、例年どこかの定点を調査するものではありませんで、その年によって、市民の方からの、いろんな水質や臭いに関する御相談等をお受けして、その際に調査をするという予算をここで補っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

昨年の実績というのはいわゆるですか。例えば、こういう相談があって、こういうふうに改善をしたと、臭いの部分については個人差がありますので、なかなか難しい部分があるのですが、実績としてどうだったのかということでございます。

○環境保全G主査（山本秀一君）

今年度平成27年度ですが、この予算で執行をしました分が、悪臭の関係で3件、水質関係で1件、今現在、平成27年度につきましては合計4件、この予算から執行いたしまして、その原因調査、また、改善指導等を行うための数値取り等に活用いたしております。

○委員（新橋 実君）

6ページ、家庭系一般廃棄物収集運搬事業ですけれども、これは毎回あるわけですがけれども、毎年入札になっているのですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

一般廃棄物の処理は市町村の責務とされていることから、その業務は適正かつ円滑に今後も推進されるべきであることから、随意契約、これまで合併以前より収集業務が行われてきた業者と随意契約で契約しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

随意契約だと前年度の予算もあるわけですがけれども、その予算組みの関係はどういう形で考えていらっしゃるのですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

市民一人当たりの収集運搬及び世帯当たりのごみの収集運搬料等を勘案し、各業者から見積もりを徴収した上で、それを遂行するに足りる額を精査して契約しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

昨年度もありましたけれども、年度途中でガソリンの価格が高騰したりするわけですがけれども、そういうことへの対応はどうなっているのですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

ガソリン等も上限がございまして、今年度、来年度も上がったり、下がったりということもございまして、大体平均値でガソリンは積算させていただいているところでございます。

○委員（新橋 実君）

予算を最初組んで、1年間あるわけですから、その平均値というのがよく分からないのですが、結局予算を組むときは100円だったと。最後は150円になったと、ということは125円ということになるのですか。それとも年度にはいろいろな上がり下がりも結構あるわけですよ。その平均値の出し方というのはどういうふうになっているのですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

先に財政課の方で示された燃料単価がございまして、そちらのほうを根拠とさせていただいているところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま生活環境部の質疑中ですが、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後12時02分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

○委員（新橋 実君）

結局、この家庭系一般廃棄物収集運搬事業については、指定管理者みたいに年度途中で金額が変わることはないという理解でいいですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

分かりました。続いて4ページですけれども、海岸漂着物対策推進事業で昨年は海岸漂着物が非常に少なかったというようなことを言われましたけれども、やはり時期でいくと非常に時期とかいろいろあるわけですけれども、多い時期にしたほうがいいのかと思うのですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるのですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

海岸漂着物につきましては、暴風雨のあととか、台風のあと、また、大潮のときとか、時を見てパトロールを行って、増えた時期に関しましては、その時期にまた収集のお願いをさせていただくというような形をとらせていただいているところでございます。

○委員（新橋 実君）

昨年はそういう時期がなかったということですかね。霧島市も海岸線が二十数kmあるわけですけれども、これは全ての海岸線でそれをやるということで理解してよろしいわけですね。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

本市海岸線の総延長33km628m実施させていただいているところでございます。

○委員（新橋 実君）

時期を見て、しっかりと今後は対応していただきたいと。地域によっては清掃作業をされますから、そのあとしっかりと対応していただきたいと思います。河川景観保全アダプト制度推進事業についてですけれども、現在129団体がされているということでしたけれども、これは全て一般財源でされていると理解していいですか。

○環境保全G長（松元政和君）

はい。そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

今、129団体ですけれども、3万円から5万円の補助が出ているわけですけれども、3万円が何団体、4万円が何団体、5万円が何団体という数が分かりますか。

○環境保全G長（松元政和君）

本年度は集計を取っていないところですが、平成26年度に関しましては3万円が43団体、4万円が

43団体、5万円が35団体となっております。

○委員（新橋 実君）

予算的には河川アダプト活動支援金ということで、536万円ずつ見ているわけですが、今後、これを増やしていく考えがあるのかどうか、もうちょっと地域の方をお願いして、もうこれでいっばいなのか、その辺はどうですか。

○環境保全G長（松元政和君）

当初は100団体ということで目標を定めていたところなんですけど、現在129団体登録数があります。これに関しましても従来どおり登録団体数のほうを増やしていく考えのもとで行っているところがございます。

○委員（中村満雄君）

4ページで伺いますが、海岸線の漂着物ということで、昨年干潟の水質調査に行ったのですよ。そのときに干潟にタイヤなどがあったのですが、これは漂着物の対象にならないのですか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

タイヤとか日常系のものも対象となっているようでございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、天降川河口にありましたよということをお伝えしておきます。ぜひあいつたものも除去してもらわないと、本当の海岸線だけかと思ってしまうので。3ページの10万本植林プロジェクト事業についてお伺いしたいのですが、私も宮脇先生のいろんなセミナーなどは聞いたことがあるのですが、この事業に宮脇先生がおいでになったときに、報償費とかそういったものは支払われているのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

支払っております。

○委員（中村満雄君）

金額はともかくとして、実はこのプロジェクトは上野原の所だけですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

第1回目を牧園町柳ヶ平で実施しております。第2回目以降は上野原で実施しております。

○委員（中村満雄君）

照葉樹に替えるということは理解します。それが水の保全とかそういったことに役立つことも理解します。ところが今、霧島市で、森林伐採、スギとかヒノキを伐採したあとの植林率というのは非常に低くて、大体3割くらいなんですよね、残りのところは放置されていると。そういったところに関して放置していたら自然の植生で元に戻ってしまうというところがあるわけですが、農林水産部と照葉樹へ戻していいのかとか、計画的に用材の植林とかが必要ではないかとか、そのような協議などはされているのですか。

○生活環境部長（小野博生君）

私どもの10万本植林プロジェクト事業ですが、目的と致しましては市民の方の環境学習という立場から森林を増やしていきましようという考え方の下で行っているものでございます。今、議員が言われましたのは、農林水産部のほうでいろいろ伐採をされたりして、そのあとの植林の関係だと思いません。直接、生活環境部と農林水産部のつながりはないのですが、当然、市全体として、どういう考え

方があるのかというのは、今後考えなければならぬ部分だとは思いますが。ただし、立場で私どもの場合はあくまでも環境学習という立場でのお話でさせていただいておりますので、農林水産部のほうにはそのような意見があったということは伝えておきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

戦前にスギ、ヒノキが植林されている、そういったものが今、木材として収穫期に入っている。山の中の遠いところのもう一回切って植林してもコストが引き合わないとか、そういったところもあるでしょうし、比較的伐採のしやすいところもあるわけですので、照葉樹に戻す場所、照葉樹の良さというのは水源などに効果があるというのは分かっているので、どの場所をどうするかとかいったことは市として検討すべき課題だと思うのですよ。今、部長が答弁されましたけれども、そういったことも含めて市として市内の山をどうするかということをぜひ、検討いただきたいということを強く要望しておきます。

○委員（塩井川幸生君）

1 ページの合併処理浄化槽設置整備事業についてお伺いします。今年の単独浄化槽からの切替え補助基数が210基、くみ取りからの切替え補助基数が265基となっております。去年の実績を教えてください。

○環境保全G長（松元政和君）

平成26年度の実績ですが、単独からの切替えが128基、くみ取りからの切替えが237基となっております。

○委員（塩井川幸生君）

今、新築に対しての補助金は出なくなったわけですがけれども、苦情とか問合せとかは来ていないですか。

○環境保全G長（松元政和君）

苦情等は今のところ特にございませんでした。

○委員（前川原正人君）

今の塩井川議員の関係で確認をしておきたいと思うんですが、今回の予算で合併処理浄化槽設置基数が全体で475基ということでも予定をされているわけですがけれども、これも全部消化するのが理想なんでしょうけれども、やはりいろんな事情で全て消化できない場合もあると思うんですがけれども、大体今までの実績で見た場合に全部、満額消化ができたのか、その辺の関係はどうなのかお聞きをしておきたいと思えます。

○環境保全G長（松元政和君）

当初予算では多めに計上しておりますが、若干当初よりは少ないような数値にはなっているかと思えます。

○委員（前川原正人君）

5 ページの家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業、これは限度額が3万円で自分の家庭から出たごみについては自分たちで処理をしてということで自然に返すという目的があるのですが、これの普及率というのはカウントされていらっしゃるでしょうか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

普及率というのは把握はしておりませんが、平成25年度におきまして、電気式生ごみ処理機の補助

件数が14件、平成26年度におきまして22件というふうになっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

マックスで3万円ですので、本来だったらこの事業が始まったときから大体どれくらいか、ずっと累計でカウントをして、やはり、その辺も検討されたほうがよろしいのではないですか。やはりそれだけの費用を投じるわけですので、それについてはいかがでしょうか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

今後分かる範囲で遡って累積してまいりたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

10ページの人権擁護推進費の中で、人権啓発センター各種教室事業ということで、これは旧隼人町の一つの歴史があって、それをしているということで、今日に至っているわけですが、これは以前、教育委員会にも質疑をした経緯がございます。例えば、ここだけじゃなくて、ここを拠点にして、子供の貧困対策とか、そういう視点で見たときに補充学習をここだけに限定するんじゃなくて、経済的に余りよくない家庭の子供さんたち、塾に行きたくても行けない子供たちのためにも、ここを拠点にして、エリアを広げていくとか、そういうことを述べた経緯もあるわけですが、教育委員会との議論というのは、この間はされていらっしやいませんか。

○市民課長（造免秋子君）

このセンターで行っている補充学習会というのは国・県の補助事業であり、隣保館の設置要綱に沿って、まずは差別意識をなくすために、あとは仲間づくりというような形で実施をしているものでありまして、教育委員会との協議はしていないんですが、今、生活困窮者自立支援法というのができていて、今お聞きするところによると生活福祉課のほうで隼人地区のところを1月から実施をしているというのはお聞きしております。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは、同和対策法というのはもう法律自体が消滅しているのですよね。要するに、過去の歴史があった事実はありますけれども、ここだけに特化したやり方というのは、全市的な取組だったらいいのですけれども、ほかの地域にもそういうことができるのかということ、なかなか難しい部分もありますけれども、そこはやはり法律自体も消滅しておりますし、歴史的根拠ありますけれども、法的根拠はないわけですので、今後、やはり議論を進めていただきたいと思います。それと前後しますが、もう一点は3ページの10万本植林プロジェクト事業、これはどうしても民有地に植えるということは無理な話で、どうしても市が所有をしている土地に限られてくるということにもなると思うんですけれども、ややもすると山の中に何で植えなければいけないのという、そういう考え方も出てきますけれども、やはりこの在り方に対して、もっとまち部にとりかかるとか、森林が多い所に植えるんじゃなくて、森林が少ない所にシフトしていくというのが本来の趣旨に沿うものではないかという気もしますが、そういう議論というのはなかったのですか。

○生活環境部長（小野博生君）

この宮脇方式の植林なんですけれども、最初うちのグループ長が牧園のほうでしたと申しましたが、それを遡って、お祭り広場入口付近の丘が宮脇方式を最初に霧島市で取り入れた場所だと思います。それがきっかけだと思います。そこから、どんどんこういうものを環境学習という立場から進めていきたいと思いますという考えの下で進んできているところです。私どもは、上野原でしているのは当然、市

有地だということもありますが、そこで宮脇先生との講義を聞きながら、いろんな人たちの環境に関する考え方を高めてもらいたいということと、それと併せて小学校の方たちも一緒に行かれます。今年は確か横川の小学校の方たちも参加していただきました。毎年、そういう形で小学校の方々も出ていただく形で、要は環境学習を高めるためにということで、できれば市のまん中あたりでもできればよろしいんでしょうけれども、そういうのは森の中で森を探せるという感覚で勉強していただきたいということが目的で、現状で進めているところでございます。

○委員（前島広紀君）

先ほど前川原委員が質問された5ページの家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業の件に関連しての質問なんですけれども、今までは生ごみ分別リサイクル試行事業、これが隼人で行われていたと思うんですけれども、今回なくなったのはどういうことなんでしょうか。

○廃棄物対策G長（山元辰美君）

本事業につきましては、平成25年度、市民の方々の御意見等で、「この事業の施行をいつまで続けるんですか」と、「何で私どもだけですか」とか、そういう御意見が市民の方々から寄せられたことから平成25年度に外部評価委員会を開かせていただきました。それで、そちらのほうの御意見の中で費用対効果とか、今後の市民の御意見などを踏まえた上で、どうするのかははっきり決めたほうがいいんじゃないですかという御意見があり、平成27年度に今後廃止するか、継続して拡大していくかということ考えたときに、本市におきまして、今、生ごみを堆肥化できる受入先が4か所あるんですけれども、諸事情から1か所しか搬入できない状況となっております。その施設内におきまして、給食センターとか事業所の生ごみも受け入れていることから、今以上の搬入はちょっと難しい、止めてもらえないだろうかという御意見がございまして、今回平成27年度について、一部の地域につきましては、ごみステーションがきれいになったとか、そういう御意見もあって、生ごみとして従来どおり回収バケツに出してもいいですよ。その代わりパッカー車で可燃ごみとして敷根清掃センターへ搬入いたしますということで、平成28年度からは行っていこうと考えているところでございます。

○生活環境部長（小野博生君）

若干、私のほうから補足説明をさせていただきたいんですが、生ごみのリサイクルの関係、これは市としてはやはり続けなければならないものだと、私は心の中では思っております。ただし、先ほど言ったように諸事情があって、受入先がどうしてもなかったものですから、今回、止めたのではなくて、とにかく一旦中止をして、もう一回そこを整理しようかと、もう少しいろいろなところで使えるところはないのか、あるいは堆肥を作って、ほかの市町村では売ったりするらしいです。あるいは、例えば、霧島市が堆肥を作るところがあって、堆肥を使う人たちがいれば、どんどん需要と供給のバランスが高まっていきますので、そういうのも考えて、要は一回ここでリセットさせていただいて、もう一回作り直そうかなという考え方でいるところです。だから先ほど言いましたように、これ以上増えることができない。でもこれ以上ごみの一人当たりの量というのは、約950gだったと思うのです。それをだんだん減らしていかなければならない。これは敷根清掃センターなども下がってきます。当然、これやらなければならぬ部分だろうと思っておりますので、そこをもう一回整理するために事業を一旦中止したと考えていただければと、私としては、これは何らかの形でまた復活をさせたいなと思っているところです。

○委員（平原志保君）

11ページの霧島人権擁護委員協議会活動支援事業について、もう少し内容の説明をしていただいてよろしいですか。

○人権擁護推進G長（徳永浩之君）

霧島人権擁護委員協議会というのがございまして、この協議会につきましては、地域の住民に人権について感心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務省に設置されている常設の人権相談所や総合支所福祉センター等において日時を決めて開設される直接の相談所において人権に関する相談に応じたりするなど、人権侵害による被害者の救済を行っているところでございます。現在、全国に約1万4,000人、鹿児島地方法務局霧島支局管内3市1町に36人、霧島市内に15人の人権擁護委員が配置されております。また、啓発活動としましては、人権の花運動、それから人権フェスタへの参加、わくわく人権ルームや人権教室、人権作文フォーラムの開催、人権作文の審査や街頭での啓発活動、そのような活動を行っております。

○委員（平原志保君）

霧島人権擁護委員協議会負担金というのは、どのようなものでしょうか。

○人権擁護推進G長（徳永浩之君）

人権擁護委員協議会というのが、霧島市、始良市、湧水町、伊佐市、鹿児島地方法務局、そして人権擁護委員で構成しております協議会がありまして、そこに始良市、伊佐市、湧水町、霧島市、こちらのほうが負担金を出してございます。その内訳としまして、前年の9月末日の住民登録人口に6.5円を乗じた額というのを出してございます。これで82万5,000円という金額を出しているんですけども、その協議会は各市・町が出している運営費によりまして活動をしているということでございます。

○委員（平原志保君）

食糧費というのは何に使うものですか。

○人権擁護推進G長（徳永浩之君）

こちらは霧島市内で、年間で44回特設の人権相談所というものを設けておりまして、国分は福祉センターで行っているのですが、そこに来られる人権擁護委員さんの弁当代について支出をしているということでございます。

○委員（新橋 実君）

市民課でいろいろな証明書を発行されていますよね、その手数料の金額と今、市民課で出ている職員との費用対効果というのは把握されていますか。

○市民課長（造免秋子君）

市民課の人件費の財源内訳と致しましては、戸籍手数料が1,644万3,000円、それから住民登録手数料が273万9,000円、印鑑証明手数料が932万2,000円、その他の証明手数料116万5,000円、中長期在留者居住地届出事務委託費ということで33万3,000円、権限移譲委託金ということで180万2,000円、一般財源が1,143万8,000円になっております。

○委員（新橋 実君）

だからこれだけ人件費等がかかっているわけですけども、実際、住民票等を出されるわけですよね。手数料で入ってくる金額というのはどれくらいですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

平成26年度の証明書発行の収入ですけれども、戸籍に関しましては2,202万7,150円、住民票等が1,516万1,600円、印鑑証明等が939万300円となっております。

○委員（新橋 実君）

そうしたときに費用対効果としたときに、実際、それだけでは計れないのですが、議論として、例えば、今出している手数料等が今200円を出しているものを今後どういうふうにするべきとか、そういった議論もされることがあるわけですけれども、どうですか。

○生活環境部長（小野博生君）

いろいろな証明発行が200円だと。これを決めるには霧島市もですけれども、他市なども関係があるのかなと思っているところです。当初決めたときには、そういうものを勘案しながら決められたと思います。ですので、費用対効果とすれば先ほど言ったように結構な手数料が入ってきている状況ですので、これを上げるか上げないかというのは他市の状況なり、いろいろ見ながら検討していきたいと思えます。

○委員（厚地 覺君）

2ページの再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金積立て事業で、これは過年度においてある程度の寄附があったからこういうものを創設したのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

そのとおりでございます。先ほど溝辺の城^{じょうむかえ}向江が3年目に当たるということでお話をさせていただいたと思いますが、過去2年間は土地貸付料で歳入をしております。それと風力発電につきましては、今年と来年、小水力発電につきましては、やはり今年と来年を予定しております。ただ、これが未来永劫続くかといいますと、企業との確約が取れておりませんので、土地貸付料以外につきましては、今後要協議というふうを考えております。

○委員（厚地 覺君）

例えば、太陽光の設置業者などが自ら寄附をすることはないわけですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

溝辺の城^{じょうむかえ}向江につきましては土地貸付料ですので、寄附ではございません。あと小水力発電所につきましては、企業自ら申し出てというか、市との協議の中で地域振興費という形で寄附を頂くという協議がなされております。あと風力発電につきましては、これは一般寄附という形で2年間は確約がされているんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、これは寄附ですから、企業さんの裁量によるものと考えております。

○委員（厚地 覺君）

その下の段の狂犬病予防事業、これは前も言ったことがあるのですけれども、これは注射をしないといけないのですか。

○環境保全G長（松元政和君）

狂犬病予防注射に関しましては狂犬病予防法の第5条で、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければならないというふうに定められており、注射を実施しているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

この狂犬病予防法は、もうニホンオオカミは絶滅したと。あれ以来日本では狂犬病はなくなったと言われているのですけれども、この辺の検討がもう少しなされるべきだと思うのですけれども。ペッ

トブームによって外国産の輸入ドッグも入るとは思うのですけれども、この辺に限ってということはいかないのですか。

○生活環境部長（小野博生君）

これは先ほど申しましたように、狂犬病予防法の中で毎年義務付けられている部分なんですけど、最近ではなかなか狂犬病というものも聞いてはいないのですけれども、今後、外国からのものもあつたりするのかなと思っています。これは予防的な立場として、やはり続けていくべきなのかなと私は思っているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

これは市内の犬何頭にされているのですか。予防注射通知用後納郵便料が55万円ですから、82円で6,700頭ですか、それ以上いると思うのですけれども、基本は例年行っている犬で打ち出しているわけですか。

○環境保全G長（松元政和君）

平成26年度末で、本市の全体の登録頭数が7,583頭となっております

○委員（厚地 覺君）

10万本植林プロジェクト事業ですけれども、今、約5万本植えた。密植で行った場合、1,000㎡当たり何本植えるのですか。1万本でどれくらいの面積を植えるのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

昨年の実績で申しますと、市が植えた分でございますが、1,200㎡で4,200本になります。よって1㎡当たり3.5本ということになります。

○委員（新橋 実君）

市民課にお伺いしますが、昨年の市外からの転入者はどれくらいいらっしゃいますか。

○窓口G長（佐多一郎君）

昨年度の転入者の合計は5,823名となっております。

○委員（新橋 実君）

その中で18歳以上というのは把握をされていますか。

○窓口G長（佐多一郎君）

全体の合計しか把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

税務課のほうでも質問したんですけれども、市外から見える方は、こちらで言ったらアパートとか、自分で住宅を買ったりとか、建てる方もいらっしゃると思うのですけれども、車で来られる方も結構いらっしゃると思うのですけれども、そういった方に対して、やはり霧島市民として住む以上は、住所の移転をされるときに、やはり車のナンバー変更もしてほしいわけですが、そういった指導というのはされていますか。

○窓口G長（佐多一郎君）

窓口で転入の案内をする際に、そういう指導も行っております。今後はガイドメッセージというのがあるんですけれども、そちらのほうでも、ナンバーが例えば市外ナンバーであれば、市内のナンバーに替えるようなメッセージを出すようにしたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

まだ今も県外ナンバーの車が見るところによると結構いるのですよ。いつ頃からされたか分かりませんが、もう少し体制を作ってやっていただきたいと思いますけれども、その辺はどうですか。

○生活環境部長（小野博生君）

今おっしゃるのは車のことですか〔「軽自動車」と言う声あり〕軽自動車ですね、分かりました。そこは申し上げたとおり、市民課のほうでは転入の際にお願いをしているということでございますので、取り合えずそこら当たりを、来られた際にはぜひお願いしますということは強めていきたいなど、指導の方法を考えていきたいと思います。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

午前中の溝辺の城^{じょうむかえ}向江の全体面積ですけれども、4万9,893㎡となっております。平米単価は80円です。

○環境保全G長（松元政和君）

午前中御質問がありました県内の合併処理浄化槽の補助金の補正係数が1.0の市ですが、垂水市と西之表市と奄美市の3市となっております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで生活環境部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時40分」

「再 開 午後 1時44分」

▲ 議案第34号 平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第34号、平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、生活環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

それでは、議案第34号、平成28年度霧島市国民健康保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。昨年5月、国におきまして、国民皆保険を支える国保を将来にわたって安定的に運営できるよう医療制度改革関連法が成立し、国保への財政支援の拡充により財政基盤の強化が図られるとともに、平成30年度からは都道府県が市町村とともに運営を担うこととなったところであります。このような中、平成28年度予算につきましては、国保財政の安定的な運営を図るために、生活習慣病予防対策として特定健診・特定保健指導の受診率向上対策に取り組むほか、糖尿病重症化予防の推進や人間ドック事業の実施や、医療機関の重複・頻回受診者宅への訪問指導、疾病の早期発見・早期治療により医療費の軽減と医療費の適正化を促進してまいります。その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、184億3,440万1,000円と致したところであります。以上が概要であります。詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

先日の議案審査の中でも明らかになったわけですがけれども、国が国保の保険者を市町村から県に移行するという方向が示されておりまして、その中で、国がその基礎をつくりなさいということで、1,700億円を2年間分配付をしてきたわけですがけれども、霧島市については、保険者支援制度のほうで補助金が1億5,000万円程度来るであろうと、その財源を使って1億2,100万円分を値下げというか、保健事業で手当てをして、負担を減らしましょうということで、これまで議論をした経過があるわけですがけれども、その1億5,000万円が入っている歳入部分というのはどの部分になるのか、たくさん項目があるので、全部寄せ集めた部分もたくさんあると思うんですがけれども、その辺の財源の部分はどうかということの説明願えますか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

昨年度、国の財政支援の拡充等によりまして、保健基盤安定繰入金。これにつきましては当初予算要求としては、2億4,690万1,000円という形で、昨年度当初は、この部分に国の財政支援分を入れておりませんでした。年度当初が1億1,029万1,000円ということで、昨年度と比較しまして、この低所得者に対する部分での増額というのが1億4,561万円という形で出ております。予算に関する説明書の繰入金になりますので、307ページです。前年度と比較しまして1億5,954万2,000円増えているという形になっております。この内訳としまして、まず、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分としまして4億9,430万9,000円、それから同じく保険基盤安定繰入金ですがけれども、保険者支援分としまして2億4,690万1,000円になります。それから職員給与等繰入金、これが5,764万円、財政安定化支援事業繰入金これが2億4,243万4,000円、事務費繰入金が4,831万9,000円、それから出産育児一時金等繰入金、これが4,900万円、その他保健事業等繰入金としまして、1億5,634万5,000円、合計で12億9,494万8,000円となっております。昨年度より1億5,954万2,000円増えているという形になるところです。

○委員（前川原正人君）

もう一点は国保の医療費が増えれば支出も増えていくという性格を持っていて、一方では、景気が上向かない中で、最終的には国保というのは国民皆保険ということで、最終的に入らなければならない、そういう性格を持っているわけですがけれども、平成28年度の予算の編成において、大体、国民健康保険税の加入者数、被保険者数をどれくらいで見積もりをされているのか、その数についてお聴きをしておきたいと思います。

○税務課長（谷口信一君）

被保険者数はトータルで2万8,755人、世帯数は1万7,680世帯でございます。

○委員（前川原正人君）

そのうち法定軽減があるわけですがけれども、その数字はこの予算上、どれくらいで見積りをされているのかお聴きをしておきたいと思います。

○税務課長（谷口信一君）

あとでお答えします。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料21ページの葬祭給付費について伺いたいのですが、先ほど国分斎場で火葬された方の人数というのが、昨年度1,462人となっています。ここで挙げられている数字が190人ですが、ということは190人は国民健康保険の被保険者であって、残りの大多数は被保険者ではないという認識でいいのですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

そのとおりであります。

○委員（中村満雄君）

葬儀を行った者に対して2万円を支給するというので、葬儀を行った方が国民健康保険の被保険者であるか否かは関係ないという理解でいいですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

これについては本人の申請に基づいて行われますので、国保の被保険者で申請した方に支払われるという形になります。申請されないと給付は受けられないということです。

○委員（中村満雄君）

私の質問は、申請した方が国民健康保険税の被保険者でなくてもいいのですかということをお伺いしたのですよ。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

支給される対象の方につきましては、亡くなられた方自身が国民健康保険の被保険者ということになります。それで申請者に関しましては、場合によっては国民健康保険の被保険者でない場合も考えられます。

○委員（前島広紀君）

予算説明資料19ページの下から2段目のところで、診療報酬審査支払手数料の件ですが、平成26年度で訂正した件数と金額は分かかりますか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

平成26年度のレセプト点検の結果を申し上げます。枚数は50万1,019件で、過誤調整額は不明です。

○税務課長（谷口信一君）

法定減免の7割軽減世帯が6,864世帯、5割軽減世帯が2,698世帯、2割軽減世帯が1,905世帯ということで平成28年の予算を組んでおります。

○委員（前川原正人君）

先ほどの議論の続きですけれども、1億2,100万円を値下げのほうにまわすということですが、これを世帯数で割ると一世帯当たり6,843円の値下げになるというふうに出てるわけですが、大体標準のいわゆる4人世帯のモデルケースで見た場合に幾らくらいの軽減額になるのか、試算はされていらっしゃるのかどうか分かりませんが、分かればお知らせください。

○税務課長（谷口信一君）

標準的な世帯というのが、いまいち所得などの関係もありよく分かりませんが、試算をしている数字を御紹介しますと、4人世帯で所得額が100万円の場合は、17万6,400円、これが同じ世帯数で所得額が200万円の場合は36万8,100円というふうになっております。

○委員（厚地 覺君）

予算説明資料20ページの出産育児一時金で、分娩費用が幾ら掛かるか分かりませんが、市長は将来13万人と言いながら、12万5,000人台に入っている時代に、この一時金の42万円というのを単独で倍くらいに増やす考えはないのですか。そうしないと人間は増えないですよ。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

大体一人当たりの出産に幾らくらかかるのかという資料を手元に持ち合わせておりませんが、大体1件当たり平均四十二、三万円くらいかなと思われま。

○委員（厚地 覺君）

ですから、人口増のためにこれを市単独で倍くらいに増やす考えはないかと聴いているのです。

○生活環境部長（小野博生君）

これは国保制度の法の中で決められた給付でございます。国保の方が出産をした場合、その育児金として、大体今おっしゃったとおり40万円いくらかいかないかだと思ひます。それをほとんど医療費が掛からない程度で出している。出産のために掛かる費用をほとんど国保で出しているということでございます。それを出すとすれば国保ではなくて、福祉の中で全体的な流れの中で考えていくべきところかなという気がしております。

○委員（厚地 覺君）

今度、庁内で検討してください。

○委員（木野田誠君）

出産育児一時金の175人に関しても国保に入っている方全員の人数ですよ。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

そのとおりです。国保の被保険者が該当します。

○委員（平原志保君）

今、一回の出産費用が42万円ということでしたけれども、この42万円というのは分娩費のことですよ。産むときには皆さん5日間くらい泊まりますけれども、大体霧島市は幾らくらいですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

それが推計ではありますけれども、42万円前後かなと推察されます。

○委員（平原志保君）

10年前に私が産んだときでさえ、宮城県でしたけれども、60万円くらい掛かっているのですよ。それは普通の産院ですね。大体都内だと80万円くらい。ですので、霧島市は地方と言えども42万円では納まらないと思うのですけれども。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

正確なデータはまた調べて報告させていただきたいと思ひます。

○委員（中村満雄君）

予算説明資料21ページの葬祭給付費について伺いますが、国分斎場で先ほど言ひましたけれども、1,462人が葬儀を行つています。ここで190人ということですが、その数字が非常にかい離しているなという気持ちがあるのですが、この葬祭給付費というのは申請だということをおっしゃいましたが、そうですね。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

申請に基づき支給している分であります。

○委員（中村満雄君）

ということは、申請されていない方もいるということが想定されますか。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

申請につきましては、住民基本台帳等の異動があり、国民健康保険の被保険者が亡くなったのが分かれば、その時点で相続人等がいらっしゃれば、こういうものが支給できますよという案内はさせていただいているところであります。先ほど亡くなられた方が社会保険であるとか、後期高齢者であるという場合はそちらのほうから出る部分ですので、国民健康保険でいけばこの数字であるということになります。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

実際の実績額を御報告したいと思います。平成25年度が173件で346万円、平成26年度が190件で380万円という支出であります。

○委員外委員（植山利博君）

7割軽減がかかっている一人世帯で、最も少ない保険料を払われている方はどれくらいですか。予算に関する説明書289ページの一般被保険者国民健康保険税の本年度の歳入が記載されているわけですが、これは徴収率をどのように見られた調停額なのかお示してください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

現在は100%の徴収率で見ているところです。

○税務課長（谷口信一君）

7割軽減で最も少ない保険料は2万600円になるようでございます。

○委員（新橋 実君）

人間ドックの関係ですけれども、これの昨年度の実績を教えてください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

平成26年度の実績を申したいと思います。一般コースが311人、女性コースが131人、脳ドックコースが36人、PET検診と書いてありますが、がん予防コースが62人の540人です。

○委員（前川原正人君）

先ほど税務課長が言われた、4人世帯モデルケースは、当然所得で変動していくわけですが、これは今回の1億2,100万円の負担軽減をした場合にこれだけですよというそういう意味ですよ。私はそういう主旨で聞いたのですけれども。

○税務課長（谷口信一君）

法定の7割、5割、2割を軽減した後のということです。先ほど言いました税額は法定減免をした後の税額であります。

○委員（新橋 実君）

医療給付費が一番受けている方は年間でどれくらいですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

平成26年から今年の2月までの合計の年間分の総医療費で一番大きい方が1,826万5,130円の方が1位、2位が1,801万7,620円、3位の方が1,685万1,860円という形になります。

○委員（新橋 実君）

月額では分かりませんか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

月額では把握していないところです。単純に12月で割っていただいたらと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで生活環境部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時25分」

「再 開 午後 2時28分」

▲ 議案第35号 平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第35号、平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について生活環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第35号、平成28年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、対象者が75歳以上全員と65歳から74歳で一定の障害がある方が対象となり、利用者負担部分を除く全体の医療費を、公費負担が5割（国4/12、県1/12、市1/12）、国保・組合健保・共済組合等からの支援金が4割、残りの1割が高齢者の保険料で賄われております。保険者は都道府県ごとの広域連合に一元化され、広域連合が保険料の決定、保険給付等を行います。市町村は、保険料決定通知、徴収、保険証の引き渡し、各種申請受付等を行っております。後期高齢者医療特別会計予算の歳入における保険料につきましては、平成28年度は2年に1度の改定の年に当たり、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合が、所得割を9.32%から9.97%（0.65%増）に改定しております。なお、均等割額は5万1,500円に据え置かれております。次に、歳出につきましては、後期高齢者医療事業を円滑に行うための経費や広域連合への保険料納付金を計上しております。また、市民の健康を支えるための保健事業においては、一日人間ドック助成事業、長寿健診事業、訪問指導事業などの経費を計上し、医療費の適正化に重点を置いた予算編成としております。その結果、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,656万4,000円と致しております。以上が概要であります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今、説明を頂いたわけですが、平成28年度には2年に1度の料金の改定ということで、先ほどの説明でもおっしゃいましたけれども、所得割を9.32%から9.97%にと0.65%上げるということで、

歳入部分の特別徴収と普通徴収分が上がってきているという特徴を持っているわけですが、大体霧島市内でどれくらいの人数になるのですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

平成28年度の本市の被保険者の対象者を1万7,040人というふうに見込んでおります。その中で特別徴収を63%、普通徴収を37%と見込んでおりますから、1万735人が特別徴収、6,305人が普通徴収というふうに見込んでおります。

○委員（中村満雄君）

先ほど国民健康保険の葬祭給付費の質問をしましたときに、後期高齢者は別途だというふうに答弁されたのですが、その葬祭給付費は後期高齢者分に含まれているのですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

当然、国保のほうは入っておりません。75歳以上の後期高齢者対象分の葬祭給付費になります。

○委員（中村満雄君）

どこに予算化されていますかということです。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

葬祭給付費につきましては、鹿児島県の後期高齢者医療広域連合のほうから支給されますので、市の予算には計上されておられません。

○委員（中村満雄君）

それは分かりました。国保の後期高齢者でない方は市のほうで分かるので請求しなさいよということをお知らせするとかそういったことを教えていただきましたけれども、この後期高齢者の対象の方は同様に申請しなさいとかの助言は実現できているのでしょうか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

これは市民課のほうに届けていただきますと、それに対する説明資料、ガイドメッセージとか、その中において75歳以上であれば手続きしてくださいという説明資料が出てくると思います。そういう形でお知らせしていると思います。届けをされた方に申請してくださいという通知をお渡しする形だと思えます。

○委員（中村満雄君）

「と思えます」ということですよ。「しています」とかでなかったら漏れがあるのではないのですかということをお知らせしているのですが。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

しています。

○委員（中村満雄君）

今回、お亡くなりになった方はこういったことに該当しますよといったようなサービスはないのですよね。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

当然、基幹系電算システムなどの中において年齢によって75歳以上であれば、後期高齢者の葬祭給付費の請求をしなさいとかという形で、条件を付けた部分で判断できる部分については説明資料としてお渡ししています。

○委員（新橋 実君）

訪問指導事業で訪問対象者が50人いらっしゃるということですよ。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

一年間で50人の方を訪問しております。一人の方について2回訪問しております。

○委員（新橋 実君）

大体1万7,040人被保険者がいらっしゃるわけですが、その中の50人だけを抽出してされているということですか。それはどういった基準でされているのですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

その1万7,040人の中から50人を抽出しております。その抽出の方法につきましては、同じ疾病で、違う病院にかかっている方が重複受診になります。同じ疾病で、同じ病院に掛かっている方が頻回受診ということで、これらをまとめて重複・頻回の方々というふうになるのですが、重複受診の方については一月当たりのレセプトが4件以上の方、頻回受診の方については一月に15日以上病院に行かれた方を対象に絞り込んでいるということでございます。

○委員（新橋 実君）

そうすることによって適正化を図るということになってはいますが、改善は成されているのですか。

○後期高齢者医療G長（野村博昭君）

今、手元にありますのが平成26年度の実績でございますが、平成26年度はちょうど50人に満たなくて48人の訪問をしております。その中で、先ほど申しあげました重複・頻回に該当しなくなった方が25人となっております。どのくらいの費用の効果があったかというところなんですけれども、そこににつきましては一人当たり4万858円というふうになっております。

○委員（新橋 実君）

やはり、こういう方の中には認知症など、いろんな方がいらっしゃると思うのですよ。先ほど2回行かれると言われますけれども、そういう方については回数を決めずに、頻回して行くことによってまだ改善がなされると思いますので、そこはお願いしておきます。あと一日人間ドック助成の昨年の実績をお伺いします。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

一日人間ドック助成事業の平成26年度実績を申し上げます。一般コース86人、女性コース22人、脳疾患予防コース7人、がん予防コース13人、合計128人になります。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

先ほど平原議員の分娩費用ですが、これについては手元資料としまして、全国で見ますと、平成25年度が全国平均で49万1,425円、鹿児島県が42万8,560円、これは平成26年度になりますけれども、大体県と同じくらいになりますが、霧島市が42万8,601円、これについては出産費用のみで、出産での保健検診料分は含んでおりません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで生活環境部に対する質疑を終わります。以上で本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。次の委員会は明日3月10日午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「閉会 午後 2時50分」